

水田用水

NARITA YOUSUI

VOL.78

令和2年12月14日発行



成田用水施設改築事業による、分画化工事中の高田加圧機場



水土里ネット成田用水

も
く
じ

- | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|-----|
| ◇成田用水施設改築事業 | ① | ◇組合員の皆様へ | ⑤ |
| ◇成田用水事業推進協議会総会の開催について | ① | ◇施設の維持管理状況について | ⑥ |
| ◇芝山町地籍調査終了後の賦課面積について | ② | ◇令和2年度 大規模災害対策訓練の実施報告 | ⑦ |
| ◇地区除外の申請について | ② | ◇水質汚濁調査結果報告 | ⑧ |
| ◇公共事業に伴うパイプラインの移設について | ② | ◇令和2年度 各種事業の実施について | ⑨⑩ |
| ◇第10次財政5ヶ年計画について | ③ | ◇機能保全事業について | 裏表紙 |
| ◇令和2年度 夏期通水報告 | ④ | ◇職員退職のお知らせ | 裏表紙 |

成田用水施設改築事業

1. 成田用水施設改築事業

- ・ 総事業費：181億円
- ・ 事業工期：令和元年度～令和10年度
- ・ 令和2年度工事 8件

改築事業による工事で、取水調整等を行っております。組合員をはじめとする地域の方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

新川揚水機場 逆止弁交換



高田加圧機場 ファームポンド分画化



成田用水事業推進協議会総会の開催

令和2年11月17日、成田市下総公民館において、成田用水事業推進協議会が開催されました。令和2年度の成田用水土地改良区の運営状況報告及び令和3年度の事業計画、運営計画について協議され承認されました。



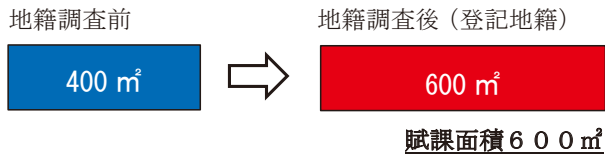
芝山町地籍調査終了後の賦課面積について

芝山町において現在、地籍調査が行われております。当土地改良区では、調査が終了し、登記された土地については、令和3年度も引き続き登記地籍を基に賦課をいたします。

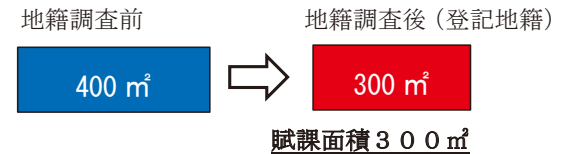
地籍調査により登記地籍が減少した場合は減少後の地籍で賦課し、逆に増加した場合は増加後の地籍で賦課します。また、土地の分筆や合筆があった場合も登記された地籍で賦課を行うこととなります。

地籍調査の成果を賦課面積に反映する事となりますので、よろしく申し上げます。

例1 地籍調査で地籍が増えた場合



例2 地籍調査で地籍が減った場合

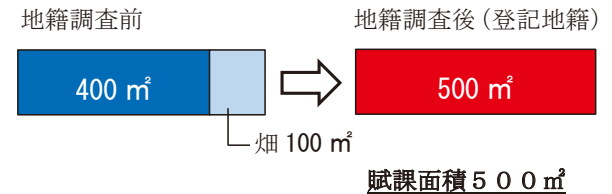


例3 分筆・合筆により面積が異動した場合

①分筆による場合



②合筆による場合

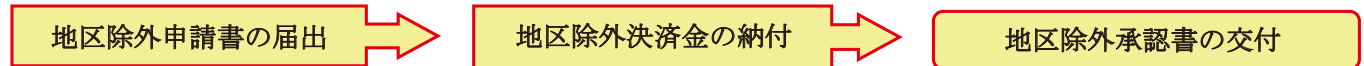


地区除外の申請について

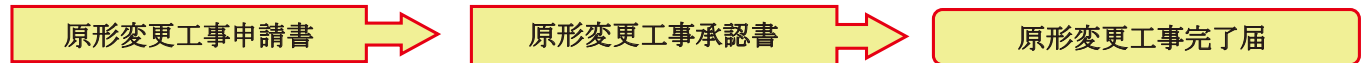
地区除外の対象になる組合員は、地区除外の手続きが必要となります。

尚、その際には決済金がかかることをご理解の上、期限内の納付をお願いいたします。また、地区除外により、パイプラインに影響がある場合には、土地改良財産原型変更工事の手続きもお願いいたします。その際には、申請者（原因者）の全額負担により、パイプラインの撤去または移設工事が必要となります。

※地区除外の決済処理の手続き



※原形変更工事の手続き



公共事業に伴うパイプラインの移設について

成田用水受益地内において現在、圏央道並びに成田国際空港第三滑走路用地取得等による地区除外決済が行われております。当土地改良区では、地区除外決済が完了し、農地が分断された場合においても残地部分は受益地扱いとなりますので給水栓を設置する事となります。

予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

第10次財政5ヶ年計画について

成田用水事業は、成田国際空港の空港騒音対策事業であり、空港と均衡した農業振興及び農家収入の安定を図ることが目的です。当土地改良区では、令和3年度から5年間で取り組む施策を反映した改良区運営の基本となる「第10次財政5ヶ年計画」を策定しました。

本計画では、圏央道や北千葉道路の道路整備計画による受益面積の減少や施設の経年劣化による維持管理費が増加傾向になると思われませんが、成田用水事業推進協議会をもって構成する関係市町、成田国際空港株式会社のご理解とご協力のもとに補助事業等を計画的に活用し、組合員の負担軽減を図る整備計画としています。また、事務経費については必要額を計上し、節減できるものは節減した額を計上しています。

なお、本計画中には成田国際空港の拡張計画による受益面積の減少が見込まれていますが、現時点では反映しておりません。

1. 収入

単位：千円

款項目節／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
1. 土地改良事業収入	177,549	177,549	177,137	177,137	177,137	組合費等
2. 附帯事業収入	52	52	52	52	52	他目的使用料等
3. 財産・資産運用収入	2,511	2,511	2,511	2,511	2,511	
4. 補助金等	149,826	131,898	149,412	155,637	148,100	事業補助金、助成等
5. 交付金(適正化事業)	27,990	38,340	33,210	28,800	27,900	
6. 受託料	57,852	57,852	57,852	57,852	57,852	維持管理業務受託料
7. 雑収入	2,506	2,456	2,406	2,356	2,306	未収賦課金等
8. 取崩収入	89,066	73,566	46,067	52,067	46,066	
9. 繰入金	3	3	3	3	3	
10. 繰越金	2,869	3,577	3,066	3,800	3,811	
計	510,224	487,804	471,716	480,215	465,738	

2. 支出

単位：千円

款項目節／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
1. 維持管理支出	14,855	16,355	17,355	17,355	18,055	
2. 電力費	26,030	26,030	26,030	26,030	26,030	反復機場等
3. 修繕費(原材料費含む)	38,500	38,300	38,300	38,500	38,300	施設等整備
4. 水資源機構負担金	92,316	95,965	94,313	101,064	92,176	水資源機構整備計画
5. 管理工区管理費	22,768	22,268	22,268	22,268	22,268	
6. 長寿命化・防災減災事業	66,985	44,335	66,165	72,165	66,335	補助事業(施設整備等)
7. 適正化事業	47,289	59,600	52,956	46,700	45,294	補助事業(施設整備等)
8. 総代役員費・総代会費	53,080	13,081	13,081	13,481	19,080	総代会、選挙等
9. 人件費	86,402	109,401	89,402	89,902	86,402	
10. 運営事務支出	18,983	19,863	18,863	20,862	18,863	
11. 固定資産取得支出	1,602	1,602	1,602	1,602	1,602	車両等
12. 財産・資産積立支出	35,477	35,477	25,477	25,477	25,477	役員退職給付引当金等
13. 繰出金・繰越金	4	4	4	4	4	
14. 予備費	5,933	5,523	5,900	4,805	5,852	
計	510,224	487,804	471,716	480,215	465,738	

収支差引	0	0	0	0	0	
------	---	---	---	---	---	--

令和2年度 夏期通水報告

令和2年度の水田夏期通水は、4月6日からほぼ全ての地区で24時間通水開始となり、多雨の影響から全地区順調な滑り出しとなりました。

降雨量及び取水量について、定期的な降雨や長梅雨の影響もあり、代かき期の4月、出穂期の7月を含む4か月間は平年より降雨が多く、4月、7月には200mm以上の雨量を記録しました。これに伴い、取水量は4月、7月は平年よりも少なくなり、特に7月は平年比24%減少となりました。8月に入るとすぐに関東の梅雨明け発表があり、それまでの天候から一転して22日間も降雨が無く、連日35度近くの真夏日が続いたことで、8月の取水量は平年比20%増加となりました。

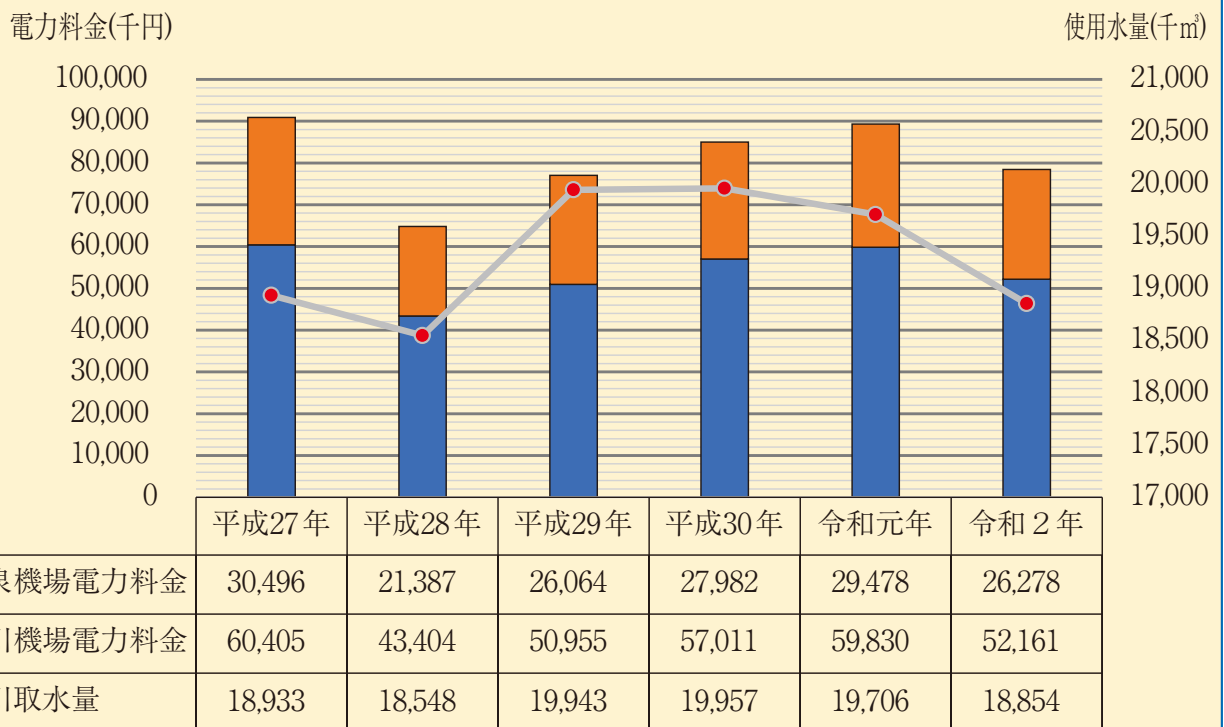
例年では、8月20日前後で通水終了となりますが、8月後半に通水要望があったことから、本年度は水田通水期間最終日となる8月31日をもって夏期通水の終了となりました。

電気代については、8月31日まで各機場を運転したことで、8月分は増加したものの、以前の4か月間は大幅な降雨の影響もあり減少したことから、4～8月期の電気代は新川、小泉揚水機場において昨年比10%、反復機場においては20%以上の減少となりました。

畑かん通水は、通年であれば水需要が増える7月には梅雨の影響を受け、全機場で保圧ポンプ（小）での運用で間に合いました。梅雨明け後、好天に転じた8月早々からは人参や露地物の作付けが一斉にピークを迎えたことで水需要が急激に増え、すぐに可変速ポンプ（大）を運転することとなりました。

結果として、各加圧機場では8月から9月の一か月の間、可変速ポンプ（大）を連続運転することとなり、高田加圧機場においてはピーク時に毎秒最大0.20トンの水使用が発生する年となりました。

新川・小泉揚水機場電力費等対比表



(4～8月分集計)

組合員の皆様へ!! こんなときは届出が必要です

農地の権利移動・組合員資格の変更届について

①～⑤のようなときは、必ず土地改良区への届出が必要です。令和3年度より変更がある組合員の方は**令和3年2月末日まで**に当土地改良区までご提出お願いいたします。

- ① 農地の売買、贈与、小作契約、小作解除があったとき
- ② 組合員が住所を変更したとき
- ③ 組合員が死亡したとき
- ④ 農業者年金の受給等により経営移譲したとき
- ⑤ 賦課金を口座自動振替にしたいときや、引落口座を変更したいとき

【指定金融機関】 成田市農協、かとり農協、山武郡市農協、ちばみどり農協、
千葉信用金庫、ゆうちょ銀行



賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。期限までに届出がない場合、前年と同様に賦課されますので、当事者同士で精算をお願いいたします。

ゆうちょ銀行での口座振替ができます!!

ゆうちょ銀行での口座振替をご希望の方は、当土地改良区までご連絡ください。

(0476-23-1802) 申込用紙を郵送いたします。令和3年度前期賦課金よりご利用希望の方は、令和3年2月末日までにご連絡お願いいたします。

滞納賦課金について

賦課金を決められた納入期限までに納入しないことを滞納といいます。

賦課金を納入期限内に納付しない場合、土地改良区から督促状等が送付されます。また、賦課金を滞納されると本来納めるべき賦課金のほかに、延滞金がかかりますので、延滞金が発生しないよう納入期限までに納めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、何度も納入を催促したにもかかわらず、納入していただけない場合は、賦課金滞納処分の対象になります。

滞納賦課金の継承等

農地を売買するとき（競売等も含む）や組合員資格を交代する場合、その農地に滞納賦課金があると、新たにその農地を取得した方が滞納賦課金を支払う義務が生じます。【土地改良法第42条第1項 権利義務の継承】

農地の売買等の契約をされている場合は、トラブルにならないよう当事者間で十分に話し合い、滞納賦課金の精算をするようお願いいたします。

また、売買した場合は、「組合員資格得喪の通知書」による変更をしない限り、組合員は変わりませぬのでご注意ください。

施設の維持管理状況について

土地改良区では、夏期水田通水期間中を含め、水資源機構及び千葉県から管理委託を受けた施設の日常管理を年間を通して行っています。

また、水田通水終了後には用水を送水するための動脈部である水資源機構本管空気弁の点検や分解整備を実施しています。

この点検結果に基づいて劣化が著しく動作不良となっている施設は、水資源機構において更新工事を実施しております。本年度は芝山町にある高谷川水管橋から高田加圧機場までの区間の空気弁を更新予定です。



新川機場 冷却パネル清掃(間断通水時)



大栄反復機場 排泥作業



根木名水管橋 空気弁清掃



空気弁分解清掃



カワヒバリガイ付着状況(加圧機場フィルター)



加圧機場フィルター清掃

令和2年度 大規模災害対策訓練の実施報告

- 1、災害想定 令和2年9月25日（金）午前7時頃、千葉県東方沖を震源とする震度5強の地震があったと想定、通信網は途絶状態としました。
- 2、訓練内容 令和2年9月25日（金）午前8時35分災害対策本部の設置、災害状況の確認、伝達および報告を行いました。



●大規模災害対応

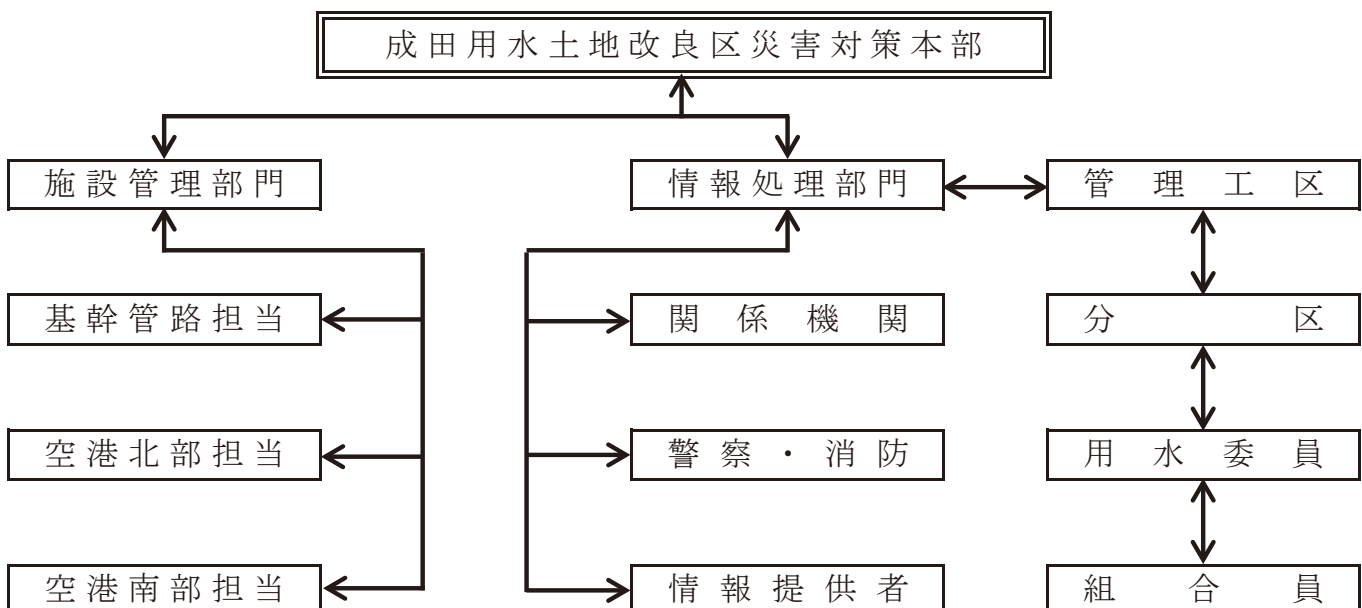
【非常態勢】

地震	警戒態勢による被災報告等で管内各所で甚大な被害が発生した場合
	テレビ等の報道により深刻な事態が予測され、加えて通信網が途絶した場合
大雨	警戒態勢による被災報告等で管内各所で甚大な被害が発生した場合

●管理工区の各態勢における業務

※管理工区長は、災害対策本部設置の連絡があった時、又は地震等により通信網が途絶した時で行動することが可能な場合は、非常時の体制で所掌区域の情報収集、分区等に対する指揮をとり、空港北部地区は小泉揚水機場、空港南部地区は芝山加圧機場に集合し、当土地改良区職員に報告する。

※ 巡視点検対象施設（機場、水槽及びその他の施設）



水質汚濁調査結果報告

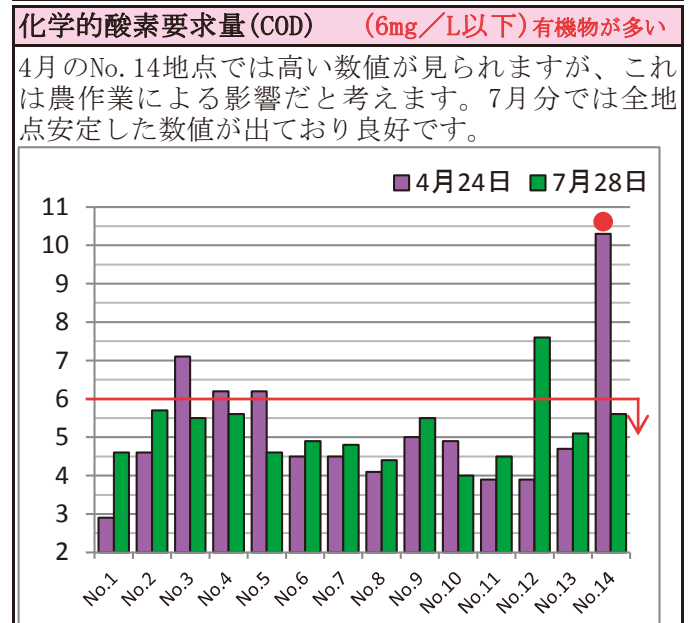
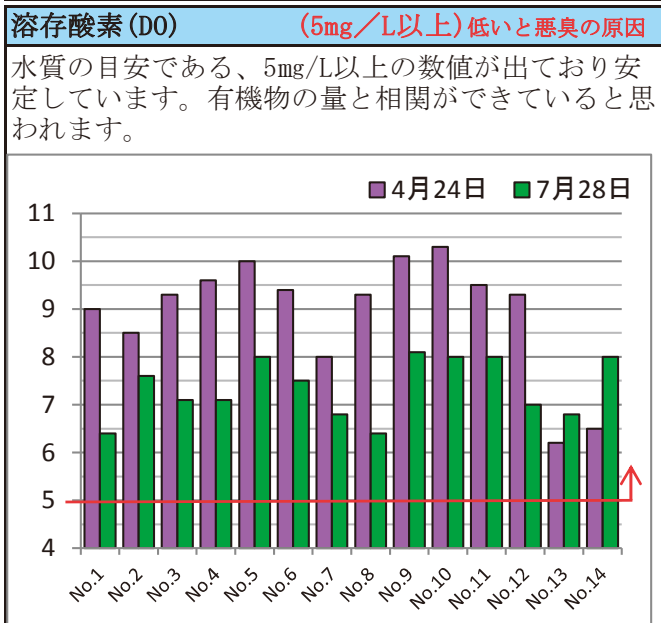
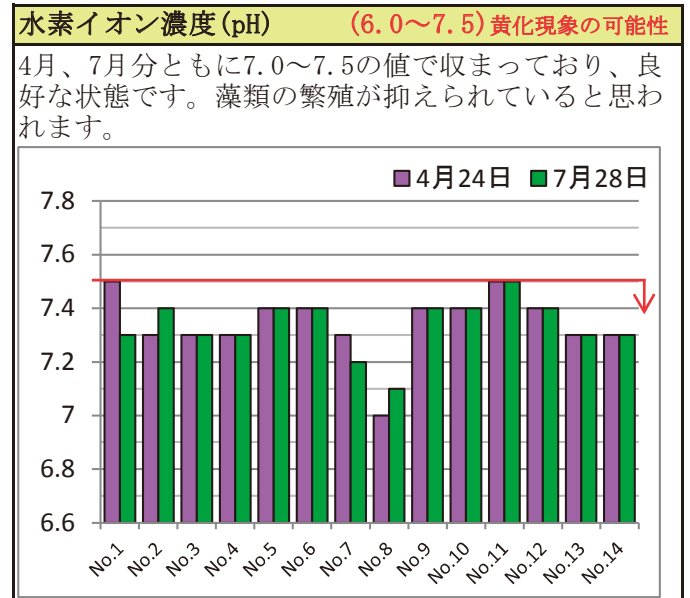
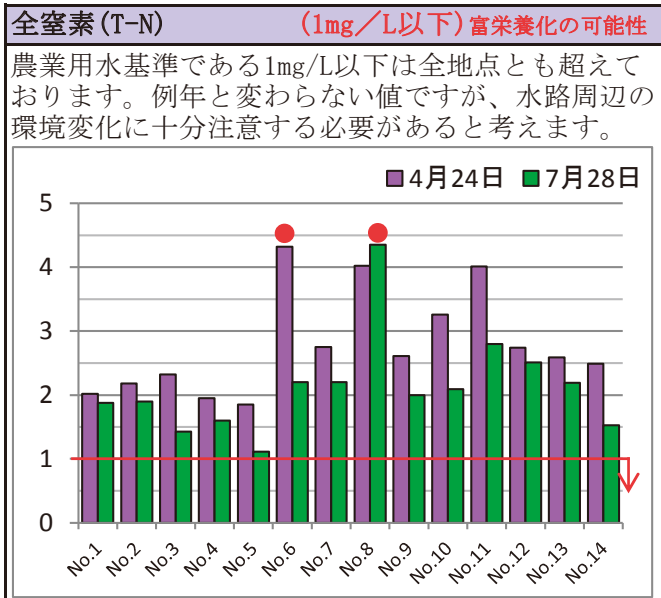
水質汚濁対策として、農業用水の水質をかんがい期間中に調査しましたので結果を報告します。



採水地点					
No. 1	成田市西大須賀地先	No. 6	芝山町大里（白榊）地先	No.11	芝山町大里（住母家）地先
No. 2	成田市四谷地先	No. 7	横芝光町谷台地先	No.12	芝山町下吹入地先
No. 3	成田市猿山地先	No. 8	芝山町牧野地先	No.13	横芝光町牛熊地先
No. 4	成田市名木地先	No. 9	成田市名古屋（尾羽根）地先	No.14	多古町牛尾地先
No. 5	成田市赤荻地先	No.10	成田市大室地先		

水質汚濁調査では全部で10項目を検査しましたが、その中でも重要な4項目に着目し、考察しました。

● 注意地点
— 基準点



令和2年度 各種事業の実施について

1. 土地改良施設維持管理適正化事業



馬場加圧機場(全景)



下総幹線用水路(バタフライ弁)



馬場加圧機場(ポンプ等)



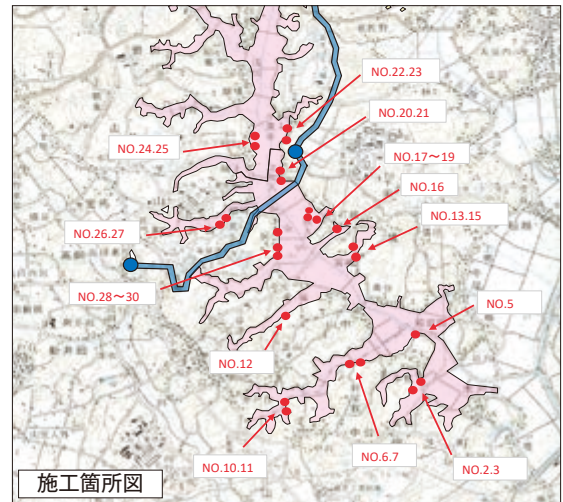
下総幹線用水路(空気弁)

施設名	場所	工事内容
馬場加圧機場	成田市馬場地先	ポンプ・モーター、付属機器更新
下総幹線用水路	成田市七沢地先	急排空気弁、バタフライ制水弁更新

2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業(成田その8地区)



令和元年度施工状況



場所	工事内容
芝山町地先外(高谷川上流、下流管理工区)	仕切弁等更新 25ヶ所

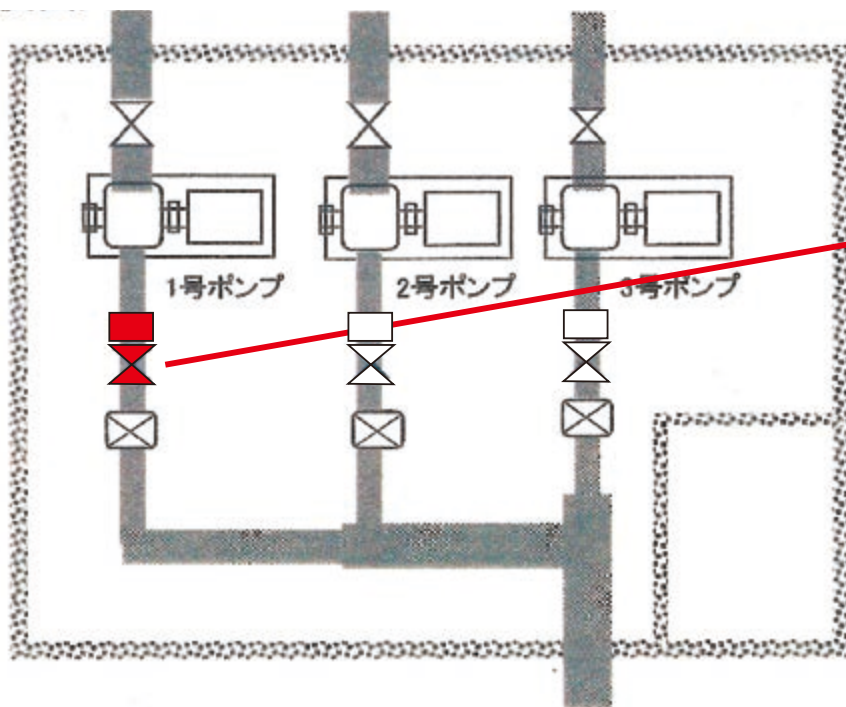
3. 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 白柵地区(設計のみ)



施設名	場所	工事内容
高谷4-B反復機場	芝山町大里地先	ポンプ・モーター、付属機器更新
高谷4-B水槽	芝山町大里地先	配管、弁類、蓋等の更新

4. 水資源機構による成田用水施設の整備状況

小泉揚水機場(概要図)



施設名	場所	工事内容
小泉揚水機場	成田市土室地先	1号ポンプ逆止弁 分解整備
幹線水路	芝山町高田地先等	空気弁更新

機能保全事業について

この事業は管理工区と土地改良区が協議をし、耕作環境の改善の為に、農道・排水路の機能保全に必要な作業を行っています。

管理工区全体として昨年度は500万円を超える費用を投じ、排水路の浚渫などを行っており、土地改良区としても工事に対する補助として、概ね50%の助成金を地元管理工区に支出しています。

今後も農道・排水路の整備をはじめ、耕作放棄地対策など行政を交え、管理工区を中心とする整備を考えていきたいと思っております。



着工前



完了

また、災害時の緊急対応については素早い対応を求められておりますので、管理工区三役による協議により対応し、代議員会において事後承認を頂くこととしています。

職員退職のお知らせ

事務局長であった鈴木英範氏が一身上の都合により、令和2年7月17日付で退職されました。成田用水事業に39年間携わり多大のご尽力頂きましたことを感謝し、今後のご活躍を期待いたします。お疲れさまでした。

水 五 則

- 一、淡々無味なれども真味なるものは水なり
- 一、境に従って自在に流れ清濁合せて心悠々なるものは水なり
- 一、無事には無用に処して悔いず有事には百益を尽くして功に居らざるものは水なり
- 一、常に低きに就き地下にありて万物を生成化育するものは水なり
- 一、大川となり大海となり雲雨氷雪となり形は万変すれどもその性を失わざるは水なり

成田用水土地改良区

〒286-0022 千葉県成田市寺台583番地3
TEL 0476(23)1802 FAX 0476(23)1809

URL : <http://naritayousui.ec-net.jp>
E-mail : nari-yo@violin.ocn.ne.jp